

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(参加者が連帯して行う預託株券の不足の補てん)</p> <p>第 64 条 顧客口座簿を作成し、これを備える参加者(第 61 条及び第 62 条に規定する場合において、<u>参加者による株券の補てん又は差替えがされないことが明らかになったときの当該参加者を除く。</u>)は、前条によってもなお株券の補てんがされない場合は、連帯してこれを補てんしなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定により連帯して補てんを行う参加者は、預託株券の不足が発生した日(預託株券の不足が発生した日が不明なときは、当該不足が発生したことを機構その他の者が知った日のうち、最も早い日。以下「事故発生日」という。)において参加者であった者(以下この条において単に「参加者」という。)とする。</u></p> <p>3 <u>参加者は、一律に定額を負担する補てん(以下「第一次補てん」という。)に係る金銭を支払い、第一次補てんによってもなお株券の補てんがされないときは、預託株券の株式の数に応じて負担する補てん(以下「第二次補てん」という。)に係る金銭を支払うことにより、補てんを行うものとし、それらの具体的な金額の算出方法及び支払方法その他の補てんの方法については、規則で定める。</u></p> <p>4 <u>機構は、前項の規定により参加者が支払った金銭を、預託株券の不足の補てんに充当する。</u></p> <p>5 参加者は、参加者でなくなった後も5年を経過するまでの間、<u>前各項の規定による補てんの責任を負う。</u></p>	<p>(参加者が連帯して行う預託株券の不足の補てん)</p> <p>第 64 条 顧客口座簿を作成し、これを備える参加者は、前条によってもなお株券の補てんがされない場合は、連帯してこれを補てんしなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>前項の参加者は、参加者でなくなった後も5年を経過するまでの間、<u>同項</u>の規定による補てんの責任を負う。</u></p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成 16 年 8 月 23 日から施行し、同日を事故発生日とする預託株券、預託新株予約権付社債券、預託投資証券、預託優先出資証券及び預託受益証券の不足の補てんから適用する。</p>	